



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成19年8月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「トラックキャブ塗装工場更新計画に係る事後調査報告書（供用時その1）」の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12 三菱ふそうトラック・バス株式会社 取締役社長 ハラルド・ブルストラー
	指定開発行為の名称	トラックキャブ塗装工場更新計画
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区大倉町10番地 区域面積：約11,159㎡
	指定開発行為の目的	塗装工場の建設
	指定開発行為の内容	主な土地利用：新塗装工場棟 6,473.07㎡、屋外設備 33.00㎡、緑化地 2,805.00㎡、構内通路・駐車場 1,847.93㎡ 延床面積：16,739.73㎡、鉄骨造、4階建て
	環境影響評価の手続経過	平成15年10月21日 条例環境影響評価準備書公告 平成16年 3月30日 条例環境影響評価審査書公告 平成16年 5月17日 条例環境影響評価書公告
	事後調査の項目等	施設の稼働に伴う大気質、悪臭及び騒音レベル
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成19年8月17日（金）から 平成19年9月18日（火）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	幸区役所、日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成19年9月18日 （郵送の場合は、平成19年9月18日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm